

# 埼玉整三二情報

令和元年 6月 26日  
公益社団法人  
埼玉県柔道整復師会  
(総務部)

会長：新たな元号となります「令和」の由来は、万葉集の文言から引用されたものであります。人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められています。会員皆様と共に、文化をはぐくみ、自然の美しさを愛でることができる平和の日々に心からの感謝の念を抱きながら、希望に満ちあふれた新しい時代を進んでいきたいと存じます。この新しい時代に5月19日開催の定時総会において新役員が選任されました。業界を取り巻く環境は大変厳しく、難題が山積しております。役員一丸となって課題の解決に取り組んでまいります。会員皆様の一層の御支援と建設的な御意見を賜りますようお願い申し上げます。

## 総務部 理事会「会議メモ」

### 平成31年3月15日(金)第8回理事会

第1号議案 新入会者承認の件について  
川越支部：山田敏弘会員、また浦和支部：内田亮一会員、西部支部：伝法権人会員3名可決承認

追加第6号議案(先議) 準会員の入会承認について

大宮支部：関口勲準会員1名承認可決

第2号議案 平成31年度事業計画承認の件について  
総務部長から基本姿勢をもとに現事業のさらなる活性化を図ることとするとの説明あり  
また承認後事業計画並び予算については行政に報告することとする。 可決承認

第3号議案 平成31年度予算の承認の件について  
経理部長から31年度予算について詳細の説明あり。 可決承認

第4号議案 定時総会提出議案承認の件について  
第1号議案 平成30年度事業報告  
・事業報告に関する注記  
平成30年度収支決算報告書  
報告事項 平成31年度事業計画・予算について  
第2号議案 役員選任の件について  
可決承認

第5号議案 役員選挙実施要領等について 可決承認

### 平成31年4月12日(金)第1回理事会

第1号議案 新入会者承認の件について  
東松山支部：斉藤 真会員 朝霞支部：成田昌司会員 2名が可決承認

第2号議案 通常総会開催の承認に件について  
議長選出(定款第15条)、議事録署名人(定款第19条)について 可決承認

第3号議案 事業報告書及び決算関係承認の件について  
総務理事から議案書の事業報告に基づき説明  
経理部長から平成30年度決算報告書について説明 可決承認  
監査報告

第4号議案 総会における書面決議事項の承認の件について  
総務部長から31年度総会は書面決議を採用していくことの説明。 可決承認

第5号議案 日整代議員・補欠代議員選挙の承認の件について  
埼玉県代議員4名、補欠代議員4名の選出 可決承認

### 令和元年5月24日(金)第2回理事会

第1号議案 専務理事・常務理事の選任の承認の件について 可決承認

第2号議案 理事の職務権限の承認の件について 可決承認

第3号議案 役員報酬の承認の件について 可決承認

第4号議案 支部役員を選任の承認の件について 可決承認

第5号議案 各部長・委員長及び部員・委員の選任の承認の件について 可決承認

第6号議案 相談役・参与の選任の承認の件について 可決承認

第7号議案 埼玉県柔道連盟への寄付の承認の件について 可決承認

第8号議案 職員の定期昇給の承認の件について 可決承認

第9号議案 職員の夏季手当の承認の件について 可決承認

追加議題第10号議案 規程の改正について 部会・委員会規定第4条経理部を財務部に改正 可決承認

令和元年度定時総会報告：令和元年5月19日(日)に埼玉会館3階大会議室において定時総会が開催された。議事に先立ち渡邊会長から平成30年度事業も滞りなく遂行することができました。会員皆様、各支部長、部・委員、役員が一致団結し力合わせた結果です。平成31年2月11日にパレスホテル

大宮にて70周年記念事業が開催され、政界、医師会、関係団体等多くの来賓に出席いただき先達者の方々の力が非常に大きく、また会員皆様の結集が70周年を迎えることができました。今年の柔道整復師国家試験が3月に実施され約4,000人が合格し、昨年より合格率は上がりました。しかし人数は減少し、また注視すべきことは、現在大学が17校、専門学校が104校です。104校のうち12校は生徒がいません。また20名以下の専門学校は40校、昨年が25校です。今年度は学生数が相当減少しております。昨年4月から学校のカリキュラムが大幅に改正され300時間多くなり、そのことで学校側も学費・教員の増等の問題に苦慮されていると思います。卒業研修については、質のいい柔整師が開業することは好ましいが、資格を取得して2,3年後開業するにあたり研修所の受け入れが少ないため受けられず、開業できない。それらの影響で入り口がかなり絞られており30年度の入会者が11名です。本会も高齢化が進み、今後は短期、中期、長期を考えながら会の運営をしていく必要性があります。療養費取扱高は平成9年約100億ありましたが、平成30年度約54億で46億円減少しております。そのような状況で会を運営していく定額・定率会費の収入が以前は1億7千万ありました。現在は1億です。この差は非常に大きいです。歴代の会長が先見の目があって財政の豊かな時基本的な投資をし厳しくなっても設備投資をしなくてもいいように会計の骨組みを作っていました。今後目減りによる収入の減収により引き続き環境は厳しく課題も多くありますが会員皆様の協力を頂きながら運営してまいります。議事に入り議長に大宮支部・銭場信雄会員が選任され、第1号議案は原案どおり可決承認。第2号議案の役員任期満了に伴う役員改選により、理事11名、監事2名が選任され可決承認された。

○新役員による臨時理事会において正副会長の選定が決議され会長渡邊 寛、副会長大河原 晃・渡辺一民が総会において報告され、また5月24日開催された第2回理事会において専務理事・常務理事の選定が決議され可決承認。

役員				
会長	渡邊 寛		常務理事	山本 光彦 (学術部長)
副会長	大河原 晃		常務理事	原田 禎久 (広報部長)
副会長	渡辺 一民		理事	増田 泉 (事業担当)
専務理事	高橋 知則 (総務部長)		理事	楠美 明人 (保険担当)
常務理事	吉田 幸作 (財務部長)			
常務理事	荻野 義之 (保険部長)	監事	進藤 清司	
常務理事	磯田 和男 (事業部長)	監事	松井 雄二	

保険部：受領委任の取扱いについては公益目的事業の一環とし、内部審査機関を設け療養費の支給基準への該当性について審査実施し必要に応じ指導を行い、不備、不適切な事例はホームページ等で公開し注意喚起することとしております。最近、保険者から疑義による調査依頼があり該当会員を指導したところ数年にわたり大半の支給申請(家族・親族・後期高齢等)に対し水増しが発覚いたしました。また、指導の際、施術録の不備のため今後の対応に支障をきたしております。各会員におかれましては、**施術録が療養費支給申請の根源をなすものであることを再認識し、施術後すみやかに負傷原因その他の必要事項を明確に記載し、適正な支給申請の証拠として整備**しておき、また、患者さんに対して常に親切丁寧に施術等必要な説明を行うとともに、適正な療養費支給申請を行っていることの理解をしていただくようお願いいたします。また、**最近同業者同士・家族等を(頻回に施術)し、傷害保険を請求。このことについて疑義が生じている等保険会社から指摘されております。**

柔道整復師による施術の増加に伴い、一部の柔道整復師による「不適切な請求」が問題となっております。協会けんぽではそのような不適切な請求を防止するため『適正化』に向けた取り組みを強化しております。

- ◆主な不適切な請求内容
- 施術回数の水増し：患者が施術を受けた回数よりも多く請求。
- 施術部位の水増し：実際には1箇所しか負傷していないものを2～3箇所の負傷があるように請求
- 部位ころがし：柔道整復療養費の保険請求は、打撲・ねんざの施術が3ヵ月を超えた場合、申請書に長期施術の理由を記載することとなり、負傷してから5ヵ月を経過すると請求できる金額が80%に減額されるため、3ヵ月経つ前に新しい別の部位が負傷したこととして長期にわたり繰り返し請求。
- リラクゼーションの提供：整骨院などではリラクゼーション(肩こり・腰痛・関節痛に対するマッサージなど)の提供では保険請求はできないため、傷病名を「捻挫」「打撲」等と偽り請求。
- 無資格者の施術：店舗のチェーン化で人件費を安くするため、国家資格のない学生やマッサージ経験者を雇い施術を行い請求。

## ※行事予定

- ・10月20日(日)午前10時から 保険業務講習会 (クレアこうのす)
- ・10月14日(祝・月) 日整全国少年柔道大会 (講道館)
- ・11月23日(土)・24日(日) 日接医学会 (東京有明医療大学)